**最新・中国法ニューズレター**

――――第9号――――

発行者：上海董孝銘弁護士事務所

所長・弁護士 董孝銘

上海市南京西路881号

静安新時代大厦13階10室

TEL:021-6122-9507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

***目　　次***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 経営視点 | ： | 輸出税還付政策を完備し、輸出企業の競争力に寄与・・・・・P2 |
| * 重要法規解説 | ： | 「越境EC商取引綜合試験区小売輸出貨物税収政策に関する財政部、国家税務総局、商務部など通知」・・・・・・・・・・・P2 |
| * 主要法令 | ： | 特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・P3 |

***経営視点***

**輸出税還付政策を完備し、輸出企業の競争力に寄与**

現在、貿易保護主義が台頭しつつある国際情勢及び中米間の貿易摩擦が日増しに激化している経済情勢のもとで、2018年10月8日に開催された中国国務院常務会議において、輸出税還付政策の改善、税還付の加速化措置、企業の負担減、貿易の安定成長の維持という方針が決定された。

本会議では、2018年11月1日より、税率構造調整が行われ、現行貨物輸出税還付率は15%及び一部13%から16%に、 9%から10％に、そのうちの一部は13%に、5%から6％に、其のうちの一部は10%にそれぞれ引き上げられる。一方、エネルギー高消費、高汚染、資源多用製品と過剰生産能力削減などに当たる製品輸出税還付率は維持し変更はしない。税制の簡素化を更に推進し、税還付率は元の七段階から五段階に変更されることを決められた。

上述の決定に関する具体的なガイドラインとして、国家税務総局は今月16日に、「輸出税還付進度の加速に関する関連事項の公告」（以下、本公告」という）を公布、同日より実施される。本公告によると、税務当局は、輸出税還付の処理速度を加速するために、信用評価レベルが高く、納税記録がよい輸出企業に対して手続きを簡素化し、税還付時間を短縮し、ペーパーレス税還付申告を全面的に推進し、税還付審査の効率化を図る。また、企業による速やかな証書収集と税還付の申告を協力し、その全処理のオンライン化を早急に実現する。国際貿易総合サービス企業の中小企業向け税還付代行業務を奨励する。以上のような措置によって、今年末までに税還付平均時間は現行の13営業日から10営業日までに短縮すると決めている。

***重要法規解説***

**「越境EC商取引綜合試験区小売輸出貨物税収政策に関する**

**財政部、国家税務総局、商務部など通知」**

財政部、国家税務総局、商務部などは、2018年9月28日付「越境EC商取引綜合試験区小売輸出貨物税収政策に関する通知」（以下、「通知」という）を公布し、2018年10月1日より実施することを決めた。その要点を以下の通り取り纏めてみます。

一、背景

2018年上半期の中国越境EC商取引規模は4.5万億人民元に達し、昨年同期比25％増、輸出対輸入比は77.1％対22.9％、EC商取引における輸入増の傾向が見られる。「通知」は、上記のような越境EC商取引の迅速な発展を背景に、輸出促進の為にも新しいビジネスモデル作りの奨励政策として打出されたものとする。

二、奨励政策

越境EC商取引綜合試験区（以下、試験区という）における越境EC小売輸出（以下、EC商取引輸出という）の貨物に関して以下の税収政策が実施される。

1. 試験区におけるEC商取引輸出企業が有効な入荷証票を取得していない貨物に対して、下記の条件に合致する前提のもとで、増値税、消費税を免除する政策を試行する。
2. EC商取引輸出企業は試験区に登記、その登録地の電子オンライン綜合サービスプラットフォームに輸出時期、貨物名称、計量単位、数量、単価、金額を登録する。
3. 輸出貨物は試験区所在地税関のEC商取引輸出申告手続を完了する。
4. 輸出貨物は財政部と税務総局が国務院の決定により、明確した輸出税還付（免除）の貨物に属しないものである。

三、政策制定

税関総署は、定期的にEC商取引輸出商品の申告リスト電子情報を税務総局に送信する。具体的な免税管理弁法は省レベル税務部門と財政、商務部門と制定する。

四、奨励対象

「通知」のいわゆる試験区とは、国務院が批准した試験区であり、EC商取引輸出企業とは、EC商取引販売プラットフォームを自ら立ち上げ、または第三者の越境EC商取引プラットフォームを利用し、EC商取引輸出を展開する企業と個人自営業である。

五、実施日

「通知」は今月1日より執行されるが、具体的な期日については輸出商品の申告リストに記載される輸出期日に準ずる。

注：越境EC商取引総合試験区は2015年3月に杭州、2016年1月に天津や上海など、これまで沿海地域や大都市を中心に13都市に設置されているが、2018年7月13日に開かれた国務院常務会議で、新たに北京、フフホト、瀋陽、長春、ハルピン、南京、南昌、武漢、長沙、南寧、海口、貴陽、昆明、西安、蘭州、アモイ、唐山、無錫、威海、珠海、東莞、義烏の22都市に越境EC商取引総合試験区を設置することが発表された。

***主要法令***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 法　　律　　名　　称 | 施行日 |
| 1 | 財政部、国家税務総局、商務部などの「越境EC商取引総合試験区小売輸出貨物税収政策に関する通知」『重要法規解説』をご参照下さい） | 2018/10/01 |
| 2 | 最高裁の「裁判所のインターネット案件審理若干問題に関する規定」 | 2018/09/07 |
| 3 | 財政部、国家税務総局の「2018年度第4四半期個人所得税費用控除と税率適用問題に関する通知」 | 2018/09/07 |
| 4 | 国家市場監督管理局の「経営者集中申告に関する指導意見」 | 2018/09/29 |
| 5 | 最高裁、最高検の「虚偽訴訟刑事事件取扱法律適用若干問題に関する解釈」 | 2018/10/01 |
| 6 | 国家税務総局の「企業税務抹消手順取扱の更なる簡便化に関する通知」 | 2018/10/01 |
| 7 | 全人大常務委員会の「中華人民共和国土壌汚染防止法」 | 2019/01/01 |
| 8 | 全人大常務委員会の「中華人民共和国電子商務法」 | 2019/01/01 |

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズーレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズーレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）